

例　　言

- 1 この年報は、平成 21 年度における健康保険制度及び船員保険制度の事業概況を、過去の推移等も含めて収録したものである。なお、平成 19 年度以前については、旧社会保険庁「事業年報」を、船員保険制度の平成 20 年度の統計については全国健康保険協会「船員保険事業年報」を参照されたい。
- 2 この年報は、各保険者の平成 21 年度における健康保険事業状況報告、船員保険事業状況報告等に基づいて編集したものである。なお、船員保険の数値には、平成 21 年 12 月以前の数値を含んでいる。
- 3 この年報において、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）は「協会（一般）」、組合管掌健康保険は「組合健保」、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第 3 条第 2 項被保険者）は「法第 3 条第 2 項被保険者」と称した。
- 4 収支状況においては、協会（一般）と法第 3 条第 2 項被保険者の合計を「協会けんぽ」と称した。
- 5 平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行したことから、平成 20 年度から対象者が従来と大きく異なっている。
- 6 統計表第 12 表の保険給付状況の諸率の計算の基礎となる件数、日数、費用額は次によつて計上してある。
 - (1) 件 数 每月支給決定された件数（療養の給付等については当該月の診療分、療養費等及びその他の給付については当該月に支給決定された分）の総数である。
 - (2) 日 数 診療実日数である。ただし、調剤においては処方せん受付枚数、入院時食事療養費・生活療養費においては回数としている。
 - (3) 費用額 診療報酬点数の費用額をいう。費用額には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律等他の制度によって負担された分を含むものである。
- 7 「入院時食事療養費・生活療養費」は、平成 17 年度以前は「入院時食事療養費」として、日数を単位として集計している。
- 8 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - ・ 統計項目のありえない場合
 - … 計数不明または計数を表章することが不適切な場合
 - － 計数のない場合
 - 0 計数が表章単位の 1/2 未満のもの
 - 「－」 負数
- 9 単位未満の数は四捨五入しているため、各項目の計と合計は一致しないことがある。